

大阪市水道事業管理規程第26号

大阪市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程

大阪市水道局企業職員給与規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
目次 [第1章・第2章 略] 第3章 手当 [第1節～第11節 略] 第12節 <u>災害派遣手当等</u> （第27条の4） [第13節 略] [第4章～第6章 略] 附則 （計算期間及び支給日） 第3条 給与（通勤手当を除く。）は、大阪市水道局長（以下「局長」という。）が定めるものを除き、月の初日から末日までを計算期間とし、特別の事情がない限り、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当については、その月の支給日に、管理職手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、深夜手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、 <u>災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等</u>	目次 [第1章・第2章 同左] 第3章 [同左] [第1節～第11節 同左] 第12節 <u>災害派遣手当</u> （第27条の4） [第13節 同左] [第4章～第6章 同左] 附則 （計算期間及び支給日） 第3条 給与（通勤手当を除く。）は、大阪市水道局長（以下「局長」という。）が定めるものを除き、月の初日から末日までを計算期間とし、特別の事情がない限り、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当については、その月の支給日に、管理職手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、深夜手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び <u>災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊</u>

策派遣手当については、翌月の支給日に支給する。

[2～5 略]

第12節 災害派遣手当等

(災害派遣手当等)

第27条の4 条例第11条の3第1項の規定により支給する災害派遣手当の額は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条の規定に基づき災害派遣手当の額の基準として総務大臣が定める額（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第55条その他の法律の規定により復興計画の作成等のため本市に派遣された職員に対して支給するものについては、大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）第43条の規定に基づき災害派遣手当の額の基準として内閣総理大臣が定める額）とする。

2 条例第11条の3第2項の規定により支給する武力攻撃災害等派遣手当及び同条第3項の規定により支給する特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の額は、前項に規定する災害派遣手当の額の基準として総務大臣が定める額とする。

3 前2項に規定するもののほか、支給方法その他災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給に関し必要な事項は、局長が定める。

急事態派遣手当を含む。以下同じ。）については、翌月の支給日に支給する。

[2～5 同左]

第12節 災害派遣手当

(災害派遣手当)

第27条の4 条例第11条の3の規定により支給する災害派遣手当の額は、1日につき「災害派遣手当の額の基準」（昭和37年自治省告示第118号）に定める額とする。

[新設]

2 前項に規定するもののほか、災害派遣手当の支給方法その他必要な事項については、局長が定める。

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の規程第3条第1項（特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に係る部分に限る。）及び第27条の4第2項（特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に係る部分に限る。）の規定は、令和5年9月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 適用日前に支給すべき事由が生じたこの規程による改正前の大阪市水道局企業職員給与規程による新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当については、なお従前の例による。

(大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正)

- 3 大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程(令和元年大阪市水道事業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(給与の支給日及び支給方法) 第6条 会計年度任用職員の給与の支給日及び支給額の端数計算については、常勤職員の例による。この場合において、日額による給料を受ける会計年度任用短時間勤務職員にあつては、給与規程第3条第1項中「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当については、その月の支給日に、管理職手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、深夜手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、 <u>災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u> については、翌月の支給日に支給する」とあるのは「翌月の支給日に支給する」と読み替えるものとする。	(給与の支給日及び支給方法) 第6条 会計年度任用職員の給与の支給日及び支給額の端数計算については、常勤職員の例による。この場合において、日額による給料を受ける会計年度任用短時間勤務職員にあつては、給与規程第3条第1項中「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当については、その月の支給日に、管理職手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、深夜手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当 <u>及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）</u> については、翌月の支給日に支給する」とあるのは「翌月の支給日に支給する」と読み替えるものとする。